

近代都市と伝染病 / 門司港におけるコレラ流行

遠城, 明雄

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 准教授 : 人文地理学

<https://doi.org/10.15017/16907>

出版情報 : 史淵. 147, pp.199-238, 2010-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

近代都市と伝染病

―門司港におけるコレラ流行―

遠 城 明 雄

はじめに

一九九〇年代以降、病い、身体、衛生をめぐる問題領域に関心が高まり、新たな研究分野が切り開かれてきた。^①たとえば、成田（一九九五）は、「公衆衛生」をめぐる言説の特徴として、伝染病への恐怖と結びついた「下層社会」の可視化、「文明」と「非文明」の対比と後者の蔑視、民衆の経験知の抑圧、監視による身体の「訓致」などを挙げて、衛生と「社会的身体」をめぐる諸問題を「文明化」と「国民化」の過程と関連付けて論じている。特に都市をフィールドにした研究では、神戸（安保、二〇〇七）、大阪（原田、一九九七）、京都（小林、二〇〇一）、東京（石塚、一九九一、成田、一九九四）、横浜（阿部、一九九五a、一九九五b、市川、二〇〇八）、長崎（松本、二〇〇二）などを対象にして、「社会的差別史」の形成という視点から、伝染病という

目に見えない脅威を媒介とした都市空間の分割や都市下層社会を蔑視する表象の形成過程、それに基づく予防対策や都市改造がもつ社会・空間的な不平等などが明らかにされてきた。また、コレラと祭りのつながりに見られる文明開化期の民衆のフォークロアの意味なども論じられている。

社会地理学では、衛生問題と都市の建造環境の形成過程をめぐる政治・社会的対立に注目する研究が増加している。たとえば、植民地シンガポールを対象に、植民地政府による衛生計画および都市空間の管理と、地元の人衆によるそれへのさまざまな形での抵抗を明らかにしたYeoh (1996) や都市における「牛政治」やインフラストラクチャーと病いの関係を論じたGandy (2006a, 2006b) などの研究がある。

本稿は、以上のような先行研究を踏まえつつ、新興港湾都市門司をフィールドにして、伝染病の流行に対する行政の政策とそれに対する民衆の態度などを検討することによって、福岡県門司港の都市形成の一端を描くことにある。一八九九年の開港以後、長崎港に代わって西日本地方の主要港へと成長した門司港では、上水道の設置が横浜や神戸といった他の主要港湾都市に比べて遅れたこともあって、コレラ、腸チフス、赤痢、ペスト、天然痘、回帰熱といった伝染病が猛威を奮った。毎年のように多くの死者が発生しているが、特に一八九五（明治二八）年、一九〇二（明治三五）年、一九〇七（明治四〇）年にコレラが流行し、民衆生活と経済活動に甚大な被害を与えた。本稿では、各時期における行政の防疫対策および都市空間の整備の動向と民衆の心性や振舞の關係に着目することにした。

一 門司港の状況

一八八九（明治二二）年の市制町村制の施行により、門司村、小森江村、田野浦村が合併して文字ヶ関村が誕生した。当時の人口は三三三二人であった。同年一月に門司港は特別輸出港に指定されて港湾都市としての第一歩を踏み出した。その後、この新開地を目指して主に西日本地方から多くの人々が流入し、一九〇七年に人口は六三九〇〇人余にまで膨張している。住民の構成では、労働者層が多く、特に石炭の積み下ろしを行っていた石炭仲仕がその大半を占めていた。この仲仕たちは、「組仲仕」と「浮浪（自由）仲仕」に大きく区分される。前者は石炭仲仕組に所属し、小頭と呼ばれる親方のもとで石炭の積み出しの作業に従事した。また同じ住居で寝起きを共にしており、その住居は仕事場に近接した海岸部周辺に集中していた。一方後者は、組に属さない日雇労働者であり、木賃宿などで生活を送っていた。

貿易港としての成長と急速な人口増加は、門司の社会と空間の構造に大きな影響を及ぼすが、他の多くの都市と同様に、上下水道や道路、病院など生産と生活に必要な基本的な建造環境の整備は遅々として進まなかった。特に水をめぐる状況は劣悪であった。飲料水は一部を除いて井戸水に依存していたが、一九〇〇年頃の水質調査によると、調査された一三三六のうち、飲料に適するものは三七六に過ぎず、残りの九六〇は飲料不適とされている（門司水道史編さん委員会、一九六三）。このため水の触売業者も多く、一九〇五年頃には一八名の業者によって二四一八戸が水の供給を受けていたという（中山、一九六二）。ただし良質の井戸水を購入できる社会層は限定されており、それを購入できなかつたと思われる「貧困層」や労働者たちは、伝染病の際に直ちに危険な状況に晒されることとなった。

また下水溝なども部分的にしか設置されていなかったため、日本銀行西部支店などが立地していた市の中心部では、夏季になると運河からの臭気が充満して、窓を開けることができない状態であったという。こうした都市環境において、国内にとどまらず香港や上海といった東アジア地域との人とモノの結節点となったことで、毎年のようにコレラ、腸チフス、赤痢、ペストといった伝染病によつて多くの犠牲者が出るようになった。門司という場所が最初にコレラ流行に直面したのは、日本全国で流行した安政年間であるが、開港後最初の流行となつた一八九一年には百人以上の死亡者が出ている。

しかし伝染病のもたらす死は不平等な死であつた。伝染病患者の多くは、労働条件が過酷で、良水を利用できず、その住居環境も劣悪であつた石炭仲仕などの労働者層であり、そこに社会階層による差が存在していた。だが、伝染病の犠牲者であつた労働者たちを、行政やその他の市民たちは別の視線から見つていた。つまり、「福岡県に於ける、流行病の間屋は何つも我が門司港たり。門司港よりして県下に溢蔓し、延びて九州一円に病勢を跋扈せしむ。而して門司港に於ける病源の間屋を問えば、何つも此の仲仕土方とす。」（門司港に於ける三千人の仲仕「門司新報」一八九三年九月二九日）というように、人々は、伝染病への恐怖を通じて労働者の存在を都市と自分たちの生活にとつて、「危険なもの」として認識していたのである。

一八九三年に知事巡視の際に村長らが作成した「文字関状況一班」の記述でも、「彼ノ仲仕、土方ナルモノハ、世ニ所謂無頼漢ト称スルモノト一般、無資無産ノ徒ニシテ、諸府県下ヨリ来集セリ。彼等多クハ狹隘不潔ナル小家ニ、男女七八名、若シクハ拾余名モ同居シ、出入常ナク、戸籍上ハ勿論、警察上ナリ風俗上ナリ、衛生上ナリ、其取締ノ至難ナル、殊ニ納税上ニ至リテハ、実ニ容易ナラザル手数ヲ要セリ。已ニ昨年ヨリ、年々流行ノ虎列拉、天然痘、赤痢ノ患者ハ、概テ十中ノ九歩ハ、是等仲仕、土方ノ親族ナリ。」（門司市役所、一九三九）と表象

されたように、労働者の生活状態や生活慣習それ自体が伝染病感染の原因とされることで、労働者らは蔑視され、厄介者扱いされるようになった。そして、新たな社会の規範から逸脱する彼・彼女らの振舞をいかに改善し、都市社会の安定を維持するか、またそのための空間システムをどのように構築するかが、行政と市の有力者にとって重要な課題となっていく。こうしてコレラに対する衛生事業は、近代的な都市空間を形成するシステムを作動させることになった。

二 コレラの流行

本章では、門司港における一八九五年、一九〇二年、一九〇七年の三度のコレラの流行を対象にして、町・市と警察による防疫対策と都市社会への認識、および民衆のコレラへの対処と防疫対策に対する態度についてみることにする。

(1) コレラの窓口

一八九五年二月に高田善一内務省衛生局長は、長崎、山口、広島、神奈川の各県に対してタイのバンコクにおけるコレラの蔓延について注意を喚起したが、三月八日に門司町で国内最初の患者が発生した。患者は清国から帰航した御用船に通っていた仲仕であった。戦時における伝染病の拡散の危険性が現実のものとなったのであり、門司はその窓口となった（内務省衛生局、一八九六）。

二〇日間余で一八人の患者（うち一五人は死亡）が出たため、市と警察が急遽、清潔法と戸口検査などを実施

した結果、四月三日付の『門司新報』では「虎列拉の全滅」が報じられた。しかし、四月八日以降再び患者が増加して、一〇月初旬まで流行が続き、門司町において患者数四〇一人（死亡者二八三人）、福岡県内では患者二一三八人（死亡者一四六四人）という甚大な被害となった。

四月七日に岩崎小二郎県知事は、県令二十六条「医師吐瀉病患者を診察したるときは伝染病と同じく迅速之を届出つべし。其届出を受けたる郡市役所は直ちに虎列拉同様の消毒法を施行すべし」（『門司新報』一八九五年四月七日）を告示し、特に清国から帰来する人夫等に注意を払うように指示を出した。四月二六日に前田益春門司町長は、区長を召集して全戸に予防心得の文章を配布すると同時に、衛生組合に次のような注意を呼びかけた。その内容は、室内の掃除と空気の流通、飲料水と食物の煮沸、暴飲暴食の禁止、患者の発見と関係者への通報、吐瀉物の消毒と家族の隔離などである。後述するように、行政関係者は患者の隠蔽が流行の主な要因と考えていたことから、「流行病の患者あるも往々医療の期を遅延し、若くは其筋に届出を怠るため忽ち病毒を四方に伝播し、畢に惨状に陥る者尠なしとせず。故に該患者を發したるときは迅速医療を乞うと共に、当該吏員に報知を怠らざる様注意する」（『門司新報』一八九五年五月一日）と報じられているように、患者の発見と通報に力点が置かれている。さらに、後藤章臣企救郡長は区長らと議論のうえで、衛生組合の機能強化を図ることを目的としてその規約改正を行なっている。門司町では、すでに前回のコレラ流行（一八九一年）の際に衛生組合が設置されたようであるが、その時の規約などは不明であるため、ここでは新たな規約の骨子だけを紹介することにした。

規約では、市内を一七地区（小森江、葛葉、葛葉社宅、白木崎、清瀧、清瀧社宅、庄司、本村、畑田、井戸、旧門司、田野浦、甲乙丙三組、埋築地、栄町）に区分して組合を設置し、各組合に組合員の互選で組合長一名と予防委員二名を置き、その任期は三年と定められている。組合長と予防委員の職務は、「町長の指揮監督を受け

其事務に従事する事」とされ、日当は五十銭で費用は組合が負担することとされた。また組合員は、「常に摂生に注意するは勿論且家屋の内外を清潔にし、一朝伝染病発生せしときは予防上一層注意する事」とされ、伝染病が組合内に発生した場合には、組合長か予防委員に通知するかあるいは、町役場か警察署に報告する事が求められている。ただし、組合内に伝染病が発生した場合の予防上の細目は、「其都度集会の上規約する事」とされている（『門司新報』一八九五年五月一日）。日常からの衛生に対する注意と、患者の隠蔽を防ぐための住民同士の相互監視という行政の基本的な目的は規定されたが、衛生組合による防疫業務の手続き等はまだ統一化されていない段階にあつたと思われる。

その後、内務省は五月七日に門司と赤間関に臨時検疫所を設置して、船舶検疫と汽車検疫を開始した。また警察署内には臨時検疫部出張所が設置されて、後藤企救郡長が本部長に就任し、清潔法の実施と戸別の検査による患者の発見、良好な飲料水の供給、避病院の施設改良を柱とした防疫対策を本格化させた。

清潔法については、町内を七区に分割し各区に監督の警部と巡查数名を配置して、地域住民に家屋内とその周囲を掃除させるという方法で行なわれたが、その際に「最も不潔で危険な場所」とされた「石炭仲仕の雑居小屋」には、特段の注意が払われている。

安全な飲料水の供給は上水道布設まで重要課題のひとつとなっていたが、予算の関係もあり町の全体を対象とした対策は困難な場合も多かった。このときは町よりも早く、九州鉄道株式会社が海岸部など七ヶ所に施茶場を設置して、石炭仲仕やその他の労働者に湯茶を供給したほか、石炭仲仕を束ねる小頭たちも協議の上で、仲仕が煮沸水や湯茶以外の水を飲まないよう指導するといった対策を取っている（『門司新報』一八九五年五月七日）。六月中旬には、町役場も石炭仲仕ら労働者と停泊中の船舶や小舟などへの湯茶の供給を始めており、その量は一日

六〇石余に達した（『門司新報』一八九五年六月三日）。なおこれらの費用には、民間会社と石炭商組合、門司港とつながり深かった筑豊石炭鉱業組合などからの寄付金が充当されている。

避病院は、既存の施設が「板小屋一棟、六間 貳間半、藁小屋一棟、三間 貳間半ニテ、僅力ニ患者十余人ヲ入ルルニ過キザル狹隘不潔ナルモノニテ、最早年月ヲ経タルモノナレバ、今後使用スヘカラス」（門司市役所、一九三九）というもので、民衆の不安を高め、患者の隠蔽を助長するような建物だったので、門司地区と田野浦地区の間に位置する大久保海岸に新たな施設の建設が決定された（『門司新報』一八九五年五月八日）。

ところで先行研究が明らかにしているように、民衆の避病院に対する忌避の感覚には根深いものがあつた。門司でもそうした状況が度々報じられている。

「是まで一般の患者は、避病院とさえ云えば病を治する処にあらで却つて病死する場所の如く考え、避病院に送らるれば生きて帰るとは出来ぬものと信じ居り。為に伝染病に罹るも隠し得る限りは人に隠し、自宅に潜んで手治療を為し。甚だしきは医師の診断をも受けず自分勝手に草根木皮を服し、終に一家内に伝播し蔽うべからざるに至り始めて避病院に送られ、病院に入つて後は長く隠蔽せし為に病は益々重り一命を捨つるもの少なからず。」（『門司新報』一八九五年六月一日）。この記事は患者隠蔽の愚かさを批判する内容であるが、民衆にとつて「衛生」をめぐる諸事業は上からの強制であり、粗末な状態であつた避病院が死を意味する場所として考えられていたことは、当然のことでもあつた。これに対して衛生組合の組織強化など行政による地域組織の再編は、こうした民衆の心性に介入し、新たな規範を体得させる方策であつた。また行政は市内の各所に患者の統計表を掲示することで、目に見えない病の広がり数値化し、可視化することも試みている。しかし民衆にとどまらず、各地区の有力者層でさえ、この新たな規範を受け入れ、「衛生」を実行する自立した主体となるまで長い時間がかかるこ

とになる。

さて、こうした対策にもかかわらず流行終息の兆しは見えてこなかった。九月初旬で患者総数は三九〇人余に達しており、地区別で見ると栄町六七人、白木崎三五人、港町二六人、広石三三人、本町二〇人、田野浦一九人、清滝一八人、塩田埋立地一七人、新川一〇人、港内船中三五人などで、白木崎や広石といった石炭仲仕の集住地区と栄町や本町など市の中心部の運河沿いの地区を中心にして、感染は町のほぼ全域に広がっている（『門司新報』一八九五年九月二日）。このため、九月四日の臨時検疫官例会において大清潔法の実施が決議された。内容は井戸の浚渫、家屋内とその周辺への石灰乳の散布、下水溜、下水路、下水溝への石灰の投入、塵芥の焼却、各家での自衛方法の論戒などで、一〇〇〇人余の工夫を雇用する大規模なものとなった（『門司新報』一八九五年九月六日）。この大清潔法は、九月二三日から実施され、今度は全町を一四区に細分して一区に監督者として警部もしくは検疫官一名と巡查を数名程度配置して、住民に家屋内の床下や下水溝などを入念に清掃させている（『門司新報』一八九五年九月四日）。また飲食物の煮沸、茶碗などの煮沸水による消毒、飲食店などでの午後一〇時以降の飲食禁止といった措置も励行された。

一〇月に入りようやく流行は終息したが、行政関係者や市の有力者は、流行が長期に及んだ原因が市街地の諸施設の未整備状況にあるとともに、「二戸に数名雑居せる労働社会の如きは、消毒又は交通遮断を恐れて病者あるを隠蔽し或は消毒等の手数を通れんとて、発病者と見れば直ちに之を放逐して知らぬ顔に済し、後に至りて発見され不性無性に消毒を受け、交通を遮断せらるるが如き者少なからずと云えり。只一時の混雑を逃るるが為に患者を隠蔽し、若しくは発病者を出したる儘消毒をも為さざる等の事あらば、病毒は長く潜伏して一家内に伝染し終いに防ぐべからざるに至るべし。」（『門司新報』一八九五年六月一日）や、「近頃労働社会の如き一般に此の恐

るべき病毒を恐れず、却つて之に慣れて往々暴飲暴食を為し、路傍に酔臥するが如きもの少からず」(「門司新報」一八九五年八月二五日) というように表象された仲仕ら「下層労働者」の伝染病対策を無視する態度にあるという印象を、より強く抱くことになったと考えられる。

(2) 大流行

一九〇二年の流行は、六月初旬に佐賀県唐津で患者が発生したことにはじまり、その後、門司にも伝染して最悪の被害者を出すことになった。

六月中旬に市長代理であつた津川幾藏参事会員は、コレラが上海や広東などで発生し、すでに佐賀県唐津に侵入している状況のなかで、一八九五年と一八九六年に門司で多数の患者が出たことを踏まえて、身体、飲食物、家屋内外の清掃について注意を喚起する告論を出した(「門司新報」一九〇二年六月一九日)が、七月五日に市内で患者が発生した。市では同月一九日に衛生演説会を開催して、衛生課長らが区長と衛生組長に防疫活動について説明を行い、また市助役が木賃宿や旅宿の主人を招集して衛生の徹底を指示するなどの対策に着手した。

その後、一日に平均一〇人以上の患者が発生する事態となり、病いが猖獗を極めるようになったため、市会では煮沸水の供給範囲を市民全体に拡大するなど防疫事業の拡張が検討された。その結果、八月二日の市会で県費補助を申請することで、総額五八五〇〇円ほどの防疫費の追加支出が決定された。具体的には、煮沸水の供給、病院の増設、健康者の隔離所の設置を柱にした対策が講じられ、防疫委員も一名に増員された。各委員は煮沸水係、隔離所建築係、健康診断係、尿尿処分係の四係に分かれて、それぞれの対応を行っている。

煮沸水供給は、前回の流行時と同様に主要な防疫対策となった。すでに村田為吉など石炭仲仕組の親分らが独

自に煮沸水を供給していたが、八月中旬にまず石炭仲仕の集落が集中していた白木崎地区で市の設備による煮沸水供給が始まった。それにともなつて同地区の井戸には石灰が投入され、封鎖される措置が取られている。しかし煮沸水供給が不十分な場合、地区住民の不満をかえつて高める危険性を指摘する声もあつて、すべての井戸が封鎖されたわけではなかつたようである。九月上旬には市内約四〇ヶ所に煮沸釜が設置され、供給人が各戸に配給する体制が整つた。煮沸水供給は高い防疫効果が期待されており、それに多額の予算が投入されることになつたが、その使途などをめぐつて消防組、区長、予防委員の間で確執が発生している。

ひとつは消防組および区民と区長の紛争である。九月になつて供給体制が整備されると、市では市吏員と警察官による供給の監督を中止することにした。その代わりとして当初、消防組の役員が煮沸水の供給業務の請負を市関係者に申し出てそれが認められたが、藤富又十郎（東栄区長）、渡辺栄作（東本町区長）、西村弥太郎（西栄区長）、重松勘十郎（南栄区長）が、区民の「輿望」として業務を区長の管掌に移すように主張し、消防組よりも安価な請負費用を提示したこともあつて、市は一転して区長に委託することに方針を転換した。ところが、区長の請負の実態について区民から疑問の声が上がるようになった。具体的には、市の命じた人数よりも実際には少ない給水夫しか雇用していないこと、人夫の賃金から口銭を取つていふこと、区長が給水業者を知己の湯屋に強引に変更し、この湯屋が入湯用の水を飲料水として利用していたことなど、緊急事態にもかかわらず、区長が請負を利用して私利私欲に走つていふのではないかとの批判が区民から高まつたのである（『門司新報』一九〇二年九月二二、二三、一八、一九、二四日）。

もうひとつは、予防委員と区長の確執である。両者の対立は井戸区長であつた柴崎助之丞が、予防委員の武重一郎と長尾大六が煮沸水の釜を購入する際に口銭を受け取つたと知人に語つたことから始まつたとされる。武

重と長尾が門司警察署長の取調べを受ける事態となり、その後、二人は柴崎へ召喚状を出してその本意を質した。それに対して柴崎は風聞をそのまま話しただけで世間へ発表したわけではないと釈明したのみにとどまり、問題は曖昧なまま一応沈静化することになる（『門司新報』一九〇二年九月二〇、二一、二六日）。

この二つの疑惑について、その真偽は不明であるが、この出来事の背景には、市が清潔法による清掃や煮沸水の利用を「強制」しているにもかかわらず、コレラが終息しないことに対する区民の苛立ちや不満があつたように思われる。区長は市参事会によって任命されたことから、区民は区長を必ずしも地域の代表者として認知していない面もあり、そうした日常的な不満もこの事件に関連していたかもしれない。また名誉職である区長は、市から防疫活動の担い手として期待されながらも、活発に活動していないという批判を受けていた。一部の区長は、行政と区民のどちらからも自らの責任を果していない存在として見られていたのかもしれない。

次に隔離所についてであるが、交通遮断区域内の健康者を収容するための隔離所が小森江と本村の二ヶ所に八月下旬に完成した。交通遮断に多くの市吏員や警察官が必要だつたことに加えて、交通遮断が十分に徹底されていなかった現実も、隔離所の建設につながつたのではないかと考えられる。門司港務部検疫課長であつた内務省技官の柳下土興は、「謹で衛生当局者に問う」（『門司新報』一九〇二年九月三日）のなかで、交通遮断中に当該の人物が自由に外出して他所に宿泊したり、また立ち入り禁止の縄をはさんで行商人から飲食物を購入する姿が目撃されているにもかかわらず、係官が見ぬふりをして何の注意も与えていない状況に苦言を呈している。

健康診断は、七月六日から八月三一日にかけて、各戸を訪問する形で行われ、コレラ患者四一名、疑似コレラ患者四〇名、要注意患者一四一名を発見する成果を挙げたと報じられている。しかし前出の柳下は、健康診断についても各家の入り口を通過するだけの「儀式的検印」になつていて、問題を問題視しており、検査が患者発見に効

果的に機能したかどうかは疑問が残る。柳下はこれ以外にも衛生関係者の施策や行動に疑問を投げかけており、衛生関係者の手による基本的な防疫体制さえ十分に機能していない実態があつたことがうかがえる。

このほか仲仕らを主な対象に予防接種も広く実施されたが、注射の当日死亡者が出たとの噂が立ち、「全地方の人々は大いに疑惧し、中には注射液は人を殺すなど以ての外の噂を立てて、注射を望むものもあるも互に此を思い止まらしむるなどの所行ありと云う」地区もあつたようである（『門司新報』一九〇二年八月一四日）。新聞紙上では実際には別の原因で死亡したと報じられているが、こうした噂にも、民衆の衛生事業に対する信頼の欠如が表れていると言えるだろう。

屎尿処理については、山口県知事が県内への屎尿の搬入を禁止したことによつて、「屎尿攻め」の状態になりにかかつた。そこで市は市内の肥料販売業者と一荷三銭の値段で契約して、汲取を委託することにした（『門司新報』一九〇二年七月一八日）。さらに八月二五日の市会で屎尿及び塵芥処理方法の検討のため調査委員の設置が決定されており、市はこの問題の抜本的な解決を目指そうとしている。委員となつた中原実三郎と柴崎二三郎は、長崎市と神戸市の調査結果に基づき、汲取業者数を制限して屎尿の汲取を委託している神戸市の事例を適当として、福岡県令の改正を稟請する旨の報告書を九月一五日の市会に提出した。市会では、市内でも自家肥料として³⁾いる地区があることや借家主の収入源になつていることなど慎重意見も出たが、この報告書をもとにさらに調査を行うため調査委員五名が選ばれている。

以上が行政による主な防疫政策である。前回の流行時と比較すると制度の整備は進んだが、流行の規模の大きさもあつて、その実行について地域有力者や行政内部で多くの混乱と問題が生じていたと考えられる。患者数六二七人を数え、防疫に従事していた警官に犠牲者が出るなど、門司に最大の被害を与えたコレラ流行の経緯は、

その後の門司市の都市経営のあり方や「自己認識」に少なからぬ影響を及ぼすことになった。ここでは二点を指摘しておきたい。

第一は、衛生費が合計八〇五三八円四一銭（經常費一四二三五円二銭、臨時費六六三〇三円三九銭）に膨れ上がり、住民一人当たり二一八九円に達したため、市会で水道布設が見送られ、予算規模の小さい下水道整備を優先して行なうことが決定されたことである。ただし、この下水道築造も小規模にとどまったため、結果として上下水道の布設は対岸の下関市などと比べて大きく遅れた。市街地は基本的な建造環境の整備が進まず、危険な状態に晒され続けることになる。

第二は、天皇の巡幸の通過地から外されたことである。九月二八日付の『門司新報』に「市民に警告す」という記事が掲載されており、その内容は、ある筋からの情報として一〇月に入ってもコレラ患者が続発する場合、一月に予定されている大演習時の天皇巡幸が見送りになる可能性が高くなるので、市民に対して予防の一層の励行を呼びかけるものであった。その後、田代市長や毛里保太郎衆議院議員などを中心とした奉迎委員会が準備を担当して、市長は一〇月末に宮内庁にコレラ終息を報告するが、その直後に上陸地は門司から大里町の北方の海岸へ移動された。この変更が門司の有力者たちにとって市の大きな汚点と感じられたことは間違いないだろう。そしてその主要な原因とされたのが、再び石炭仲仕の生活慣習とその居住地区の状況であった。「門司の虎列拉に至りては目下尚猖獗を逞ふしつつかあるが、流行の中心点たる石炭仲仕社会の生活に至りては実に驚くべき状態なり、或は年中日光をみざるものあり、或は三疊敷に六人の家族が住むなど其不潔汚穢なる一見嘔吐すべき程にして斯る社会に在ては勿論衛生など談すべきに非ず。一たび虎列拉病の此社会に襲来したる以上は蔓延すべきは論なく、亦容易に撲滅し得るべからず故に、此撲滅を計るには勢い強制的に予防消毒を施し凡て公衆衛生よ

り施行するにあらざれば、到底目的を達し能わざるなり。」（『福岡日日新聞』一九〇二年八月二二日）というように、危険な存在として表象された労働者地区に強制的に介入する必要性が意識されるようになったのである。市の関係者は、奉迎準備が進められていた一〇月下旬に、汽車の沿道となる白木崎地区の家屋の一部について、撤去するかあるいは修繕を施すかのいずれかの方策を取るよう在家主と交渉しており、伝染病と天皇を介して労働者地区のより徹底した改善が目指されることになった（『門司新報』一九〇二年一〇月二八日）。

（3）最後の流行

一九〇七年は初夏までは例年に比べて伝染病の患者数は少なかった。しかし、七月にコレラが発生し八月中旬からは一日で二〇人から三〇人の患者が発症する日が続き、一〇月初旬に終息するまで患者数五四二人で死者は三八一人に達した。福岡県全体でも患者数一三〇五人、死亡者九〇三人で、全国で最も多くの被害が出ている。コレラ流行の直後に門司を訪れた北里柴三郎が、門司医師会での講演で、「殊に門司市の設備は最も甚だしく、今日市街の状態を一見すれば、本町通りのみ僅かに市街の形をなせりといえは少しく酷評の嫌なきにあらねど、其他の市街は全然人類の住居し能ふや否やを疑わしむる程にて、東京市内の貧民窟よりも甚だしく不潔を極め居れり。如斯地に今年の如く虎列拉の浸入し大騒動を演じたるは、寔とに笑止の至りといふべく」（『門司新報』一九〇七年一〇月二五日）と述べているように、この時期に至っても基本施設の整備は進んでおらず、いまだ危険な状態のままであった。

患者が急増し始めた八月一八日に予防委員会は、港町の空地に臨時予防事務所を開設し、患者宅附近の清潔法実施を衛生組合に担当させることや、健康診断を実施するため臨時医師の雇用などを決定した。さらに八月二二

日の市会において、臨時防疫委員八名の選出が決定され、合計一三名で防疫活動に当る体制が確立された。また予防顧問として広島県の病院長であつた小久保恵作が招聘された。⁽⁴⁾小久保は同月二八日に市内を視察後、内濱町の本願寺説教所で衛生組長などに対して虎列拉予防に関する講話を行なつたほか、患者の多かつた内本町や東本町などに近い運河と白木崎地区の消毒の必要性を指摘している(『福岡日日新聞』一九〇七年八月三〇日、九月一日)。

八月二九日時点で市内の交通遮断地区は八六ヶ所四三〇戸で、九月二日時点では一一ヶ所に増加しており、「交通遮断の家続々として連なり、白木崎の如きは殆んど蜘蛛の巣の如く繩張られ交通の途皆無と云う有様なり」(『福岡日日新聞』一九〇七年九月一日)という状態であつた。交通遮断された家々には、赤紙(井戸・便所などを数軒で共同使用していて、そのなかの一軒で患者が出た場合、全家に貼付)、黄紙(赤紙を貼付された家に入りにしている隣家に貼付)、青紙などが貼られて、その「危険度」が印付けられ可視化された。また「乞食は一人虎疫に罹れば同類四方に逃げ廻りて病毒伝播の媒介を為す者」とみなされ、その筋によつて「乞食狩」も始められたようである(『福岡日日新聞』一九〇七年八月二八日)。

伝染が拡大する状況で、窪田内務省衛生局長は福岡県に対して、「門司市の虎列拉に対しては夫々嚴重御措置相候儀と存候へ共、疑わしき下痢症患者は勿論遮断区域内の住民を一定の場所に隔離せしむるは予防上必要と被認候。門司市其他患者の続発の虞ある地に対しては、相当の隔離所を設置せしめ候様御取計相成度此段御通牒候也」(『九州日報』一九〇七年八月三〇日)という通達を出し、これを受けて寺原知事は交通遮断中の区域内の住民を隔離するための施設の設置を市に命じた(『福岡日日新聞』一九〇七年八月三〇日)。

市は、それまで隔離所の必要性を認識していなかつたようで、急遽市内の龍門町にあつた家屋を隔離所として利用することにした。入所後五日を経た健康者は帰宅が許されるという条件で、九月一二日現在で一七一名が収

容されている。コレラの伝染が「隔離中の者撰生に注意せず、或は密かに縄張を拔出し又は病者を隠蔽する者等あるに起因するものにあらずや」と当局者は先日來大に之が取締方に尽力せるが、尚ほ隔離中の者往々域外へ脱出を試むるものある」(『福岡日日新聞』一九〇七年九月一四日)という相変わらずの状態でありながら、市が隔離所設置に積極的でなかった理由は、予算の問題が大きかったと考えられる。

次に飲料水対策であるが、煮沸水は一九〇二年の経験から労力と経費と比べて効果が乏しいと判断されて、今回は検査の結果不良井戸の集中する地区は井戸を封鎖して市から良水を供給するが、煮沸水の利用は各戸に励行させるという対応に止まっている⁽⁵⁾。その代わり、特に衛生組長は組合内で煮沸水使用を督励するように求められており、煮沸水供給に関しても予算の問題が足枷になっている(『福岡日日新聞』一九〇七年九月一日)。

八月中旬から九月末までの時点で、防疫費の総額は四一七三五円余で、その内訳は予防事務費九二九七円四〇錢九厘、ついで尿尿処理費四四八円一〇錢となっており、尿尿処理は大きな負担となった(『門司新報』一九〇七年一〇月九日)。八月二〇日に渡辺山口県知事が尿便塵芥の搬入を禁止したことから、市では人夫を雇用して尿尿を回収し、彦島の七海里沖に投棄することに決めた。その後、尿尿汲取市営化の検討が新聞紙上(『馬関毎日新聞』一九〇七年一〇月九日)で取り上げられているが、家主・借家主、関係業者、農民の複雑な利害関係や施設の問題などもあり、市営化への動きは進展しなかった(遠城、二〇〇四)。

このほか、門司石炭組合が石炭仲仕部屋と石炭船の掃除を実施しており、石炭仲仕部落を五区に区画し、各区に監督一人と車力一人、および土地の広さに応じて人夫を配置して石炭酸水による屋内の消毒などを行なっている(『馬関毎日新聞』一九〇七年九月八日)。

この流行がこれまでと比べて比較的早く終息したのは、防疫対策の改善や衛生思想の受容があったのかもしれない。

ない。しかし、民衆はコレラの恐怖に直面して「迷信」に頼り、神を恐れている。たとえば、門司の防疫状況を視察した第十二師団の鷺津軍医正が、「患者一度伝染病院に収容せらるれば、必ず死するものと誤解するが如きは即ち患者をして隠蔽の多からしむる所以にして、今日の憂は実に此の隠蔽にあり。故に患者が自ら自衛の道を講じ、併せて公德の上より発患の疑ある以上進んで届出を為さしむるには、能く意思を疎通し（中略）。衛生思想の充分に発達せざる今日には此の如き方法は必要なることと思う。余は又市街に吐瀉の妙薬及び禁厭祈祷の貼札を見たるが、此の如き姑息の売薬及び迷信に頼るが如きは、此際断じて排斥すべきことと思う云々」（『福岡日日新聞』一九〇七年九月七日）と述べているように、民衆は患者を隠蔽し、「似非薬」や祈祷札に依存する心性を捨てていかなかった。また、羽衣町二丁目の住民は甲宗八幡宮の氏子総代ではなかったが、コレラの流行に対して神仏の加護を仰ぐほかないということで、町内全体で「神信心」を起こした。その際、町内で一軒だけ反対した家があったが、そこから患者が発生したため、「町内一同今更神威の恐ろしきに恐縮、払い給へ清め玉え。」という状態になったという（『馬関毎日新聞』一九〇七年八月三〇日）。このようにコレラの脅威に対して、民衆はまた「衛生」という所作を信頼するまでに至っていない状況がうかがわれる。

また門司臨時検疫所長の柳下士典が再度述べているように、防疫対策を実施する側の人々にも依然として問題があった。柳下は、一九〇二年の流行では四ヶ月で患者数が五九一名だったのに対して、今回は四〇日余で四二九名に達していることに触れて、「兎に角世界の一等国と肩を並べる迄に発展して居る帝国が、生を衛る事業は反って退歩せるかの如きは抑も何といふ恥辱であろう」（『門司新報』一九〇七年九月二日）と述べて、「虎軍」に防御線を突破された敗軍の将として反省の弁を語っている。そこで柳下は、かつて内務大臣や府県知事は感染地や避病院などを視察して公衆衛生の推進に積極的に努めたのに対して、今回関係者は門司に宿泊しない者もい

るなど、なおざりな視察しか行っておらず、個人衛生だけではなく、公衆衛生も穴だらけになっているのではないかと怒りを表明している。

三 予防対策と都市空間・社会の改造

門司港の社会生活と経済活動を危機に陥れた三回のコレラの蔓延は、門司の無秩序な都市構造を改造すると同時に、そこに居住し働く人々の振舞を管理し、その意識を変えするための方策の必要性を、行政関係者に強く印象づけることになったと考えられる。その結果、伝染病を予防するための組織や都市改造がさまざまな形で議論され、その一部が具体化されていくことになる。しかし、それは行政関係者の思惑通り進んだわけではなかった。ここでは相互に関連している三つの問題を取り上げること、門司の都市形成について考えることにしたい。第一は、「衛生」に関わる地域組織の整備がいかに進展したか（しなかったか）という問題である。第二は、衛生問題に媒介された建造環境の建設に関わる問題である。そして第三は、コレラの流行という事態を通じて「一般市民」との区別を強化され、「汚染地区」ないしは「危険な存在」として対象化された人々をめぐる言説に関わる問題である。

(1) 地域組織をめぐって

これまでみてきたように、行政機関による防疫対策にとどまらず、個人が自発的に伝染病予防を励行するようになるための「個人衛生」の普及とそれを促進するための地域組織の整備が、予防対策にとって不可欠であると

認識されるようになった。「衛生思想」を涵養するために様々な試みが行なわれているが、全国規模で中心的な役割を果たしたのが大日本私立衛生会である（阪上、一九九五）。

一八九二年四月一六日に大日本私立衛生会副会頭であった長与専斉は、長崎を視察した帰路に門司に立ち寄り、郡長や警察署長、門司築港会社の関係者など有力者を前に演説を行い、衛生会の設立について相談したが、設立には至らなかつたようである。五年後の一八九七年七月に門司を再訪した長与は講演のなかで、「思うに当門司は町とか市とか云う場所ではない。実に日本大帝国中有数の港なるのみならず、特に大に東洋の大貿易港として目せられんとする地位を占めて居るのみか、本島九州の接続点である」と語り、門司を帝国日本の結節点として位置づけた上で、伝染病が頻発した場合、「政府は止むを得ず此の港を封鎖するが如き挙に出ないとも限られない」と述べて、上下水道の布設と衛生会の設置が市の繁栄にとつて急務であるとの提言を行っている（『門司新報』一八九七年七月一四日）が、この時も地元関係者は衛生会の組織化に動かかなかつた。

四年後の一九〇一年一月一になってようやく門司市立衛生会という組織が結成されている。同月一六日に市役所で開催された発起会には、衛生組長、区長、医会員、市会議員など約五〇名が参加しており、会頭に唐澤市長、副会頭に内野慶三郎医会長が選考され、毎年四回以上の常会を開会して衛生上の講話や討論を行なうことなどが決められた（『門司新報』一九〇一年一月一九日）。

大日本私立衛生会の発会式が開催されたのは、さらにその二年後の一九〇三年四月五日のことであつた。祝辞（代読）を寄せた中央衛生会長の石黒忠愼は、一九〇二年のコレラ流行時に、その場限りの防疫対策に多額の出費を余儀なくされたことが、市の有力者に公私衛生を確立する必要性を強く認識させたと述べている（『門司新報』一九〇三年四月七日）。

以上のように、長与をはじめとした中央の衛生行政関係者の直接的な働きかけがあったにもかかわらず、門司の有力者たちの「衛生」に対する関心は総じて高いものとは言えなかった。その理由のひとつには、市政の構造があつたように思われる。門司において「第二流以下の小紳士」が市政に熱心であるのに対して、支店関係者など「第一流の紳士」は、「愛市精神」に乏しく冷淡で市政に関与しないため、諸施設の整備が進まないとの指摘もあり、衛生問題にもこうした市の社会・政治構造が反映していたと考えられる（『門司新報』一九〇三年五月六、七、八日）。なお、二つの衛生会の関係については不明である。また創立以後の具体的活動については、新聞紙上に関連記事が少ないことから、活発な活動を展開していなかったものと考えられる。

衛生会以外では、病気の成り立ちやその予防を平易に語る「幻燈衛生会」や「衛生談話会」などが行政と医師らによつて開催されていた。一八九四年（明治二七）年四月に祇園座で開催された門司衛生幻燈会の場合をみると、二百名程度の聴衆が集まり、前田益春村長が開会の旨趣を述べたのち、医師の内野慶太郎、石原雅一、井村啓三郎らが登壇して、幻燈によつて病毒の原因の説明などを行なっている（『門司新報』一八九四年四月二七日）。また衛生談話会は、内務省からの通達で奨励されていたもので、夏季を中心に伝染病流行が懸念される時期や、実際に伝染病が流行した場合に、警察と衛生組長らを中心となつて各町単位で行い、医師が伝染病への対処法などの周知を図っている。ただし、これらの試みが現実にとどの程度住民への衛生思想の「注入」に役立ったかは判断としない。

次に衛生組合の再編についてみることにする。まず一九〇〇年三月に定められた新たな規約の内容を検討することで、この時期の行政による衛生組合の再編成について整理することにしたい。全体として予防対策と伝染病が発生した際の対応について、前回の規約よりも詳細に手続きなどが決められている。

組合で履行する事項として、「衛生上に関する市長及警察署長の訓達を嚴重に遵守する事」、「常に飲食物に注意し、尚伝染病流行の季節等には左の飲食物は之れを用いざること、不消化物及び未熟の菓菜腐敗に傾きたる魚肉類其他摂生に害ある飲食物」などが挙げられている。次に平常で行なうべき「清潔法」として、「常に家屋内外を清潔に掃除し室内は空氣の流通を能くすること」、「井戸端流し先及下水等は汚水の滞留は勿論不潔ならざる様注意すること」、「両便所は平素多量に至らざる前時々汲取ること」、「牛馬家禽類を飼養するものは時々厩鳥屋等を清潔に清掃し牛馬の蓐草等は甚だしく汚湿せざる内乾草と入れ替えを為すこと」が規定されていた。

役員は正副組長各一名で任期は二年とされ、組合内に居住し公民権を有する者から選挙された。なお正副組長が任期途中で辞任した場合、一週間以内に補欠選挙が行われない時は市長と警察署長が相談して指名すると決められている。選挙をめぐって対立が生じ、後任が決定できない事態もあつたと考えられる。正副組長の執務事項として、「伝染病患者ありたるとき、隠蔽患者ありたるとき、疑似患者ありたるとき、伝染病流行の際又は流行の季節に於て吐瀉の二症を發したるとき」に医師に診察させ、医師が不在の場合には、市長または警察署長に届け出るように決められた。また患者宅に警察官や衛生吏員が来る前に組長のやるべき措置として、「屋内の隔離法を行うこと、患者室内の物品を他に移転することを禁ずること、他人の出入を禁ずること、患者に直接せし人の外出を禁ずること、患者の用いたる両便所には他人の使用を禁ずること」、また組合員には、患者の存在を知つた場合、正副組長に直ちに知らせることが義務として定められた。

「第五章 貧困患者救護方法」では、「組合内貧困にして、清潔法消毒法等自ら施行能わざるもの又は伝染病若しくは之に疑わしき病に罹り診療を受くること能わざるものあるときは、組合費より相当の救護をなすものとす」ということや「伝染病予防法第八条の交通遮断を受けたる家には遮断中便宜組合中より諸用の調達を為すこ

と」が決められた。なお違約者の処分について、「規約に違背したる者は組合会に於て議決したる二日以上五日以内の予消毒に従事せしむるものとす」という罰則が設けられた（『門司新報』一九〇〇年三月一〇日、一日、二日）。

以上の規約の内容は、福岡県が一八九八年五月二七日に訓令第三百九号で定めた「衛生組合設置標準」に沿ったものとなっており、地域社会における衛生組合の役割が細かく規定されたことになる。なお一九〇三年一二月三一日現在で、市内全一四区のうち東栄区、西本町区、東本町区、田野浦区を除く一〇区で九五人の組長と六二人の副組長が選任されていた。選任されていないこの四区のほかにも副組長が選任されていない区が二区あるなど、衛生組合の実際の活動は地区ごとにかなりばらつきがあったと考えられる。

衛生組合以外の地域住民組織について、ほぼ同じ時期に「門司市町内組合規則」の制定が報じられている（『門司新報』一九〇〇年三月八、九日）。門司における町内組合など町組織の設立時期はよくわからず、またこの時期の町内組合と衛生組合の関係や範疇設定などについても不明だが、参考までに規則の内容をみておくことにする。

町内組合の目的は、「町内の親睦を旨とし兼て風俗の改善を謀る等総て町内の福利繁栄を増進するを以て目的とす」とあり、役員は総代一名、評議員三名、会計委員一名であった。総代の基本的な仕事は転入転出者の管理であり、特に転出者の場合、納税義務を果たしているかどうかを確認してから転出の承諾を与え、転出者が支払えない場合は、家主または地主から徴収するものと規定されている。人々の移動性が高かった門司において、戸籍のない者や納税しない者の存在は常に大きな問題となっており、それに対する責任と負担が明確化されたと言えるだろう。

また「第二十二条 病気又は意外の災害に罹り貧困に陥り生活に苦しむものあるときは、及ぶ限り懇切を尽し

飢餓に陥らざる様尽力すべし」や「第二十三条 町内に素行修らずして家政を紊乱するものあるときに、懇切に訓誨して悔悟遷善せしむることに勉むべし」など、相互扶助や生活改善への積極的な取り組みが期待されている。事務費用は、町内居住者の共同負担として毎月費用の積立を行なうことが決められているが、町内居住者のみならず、商売を行なっている者や裏屋および二階に住む者もその半額を負担することが求められた。

門司では、衛生組合は町内組合よりも早く組織されており、実質的に町内組合の職務を担ってきたと言われる。この時期に二つの組織が区別されて、職務の分担が図られたことになるが、移入者の増加にもなつて、衛生組合の本来の職務には含まれていない納税奨励などの職務が煩雑になったことが、その背景にあつたと思われる。

ところで衛生という仕事が命がけのものであつたこともあり、こうした規約が衛生組長をはじめ組合員にどの程度遵守されていたのかはよくわからない。行政関係者の発言をみると、規約の改正などを通じて強化されてきたはずの衛生組合が、必ずしも積極的な活動を行っていないことに苛立ちを感じていたことがうかがわれる。

一九〇八年一月一三日の県下各都市衛生主任書記協議会において、寺原長輝知事は、民衆が患者の「隠蔽の因習」から脱却できない状態にあることに触れて、特に予防について強制手段ではなく「誘導啓発」によつて「自衛の思想」を人々に定着させる必要性を指摘した上で、「機関としては衛生組合の設けありといえども、殆んど其活用を見ざるは甚だ遺憾とする所たり。爾後は益々進んで衛生組合の活用を促し、個人と市町村との間に立つて予防事務を補翼し、個人自衛の方法を助成すべく」努力すべきであると述べている（『九州日報』一九〇八年一月四日）。衛生組長と副組長の選挙を実施しない（できない）地区があるなど、少なくとも数の衛生組合が行政の補完組織としての機能を十分に果たす状況になつたのではないかと推測される。

こうした衛生組合長の不熱心や無責任、またその低い活動状況への不満や批判は、その後も行政関係者から繰

り返し発せられた。たとえば、一九〇七年のコレラ流行時に、門司市の衛生組長会議の席上で衛生組長の発言が問題とされた。予防事務所から配給される水桶に不潔物が混じっているなど、市当局者の不注意ばかりを責める人物や、患者を避病院に収容せずに自宅治療を許可していると平気で発言する人物がいたのである。市の関係者は、衛生組合長のこうした言動に、自己の職責に対する誤解も甚だしいとした上で、「要するに斯くの如きは自治衛生の理由を知らず、何事も他に依頼すると云う考えより起こりたることと想わる」とその受身的な態度を批判している（『門司新報』一九〇七年九月六日）。また一九一二年九月のコレラ流行時に佐藤県防疫官は、衛生組長会議の席上で次のように発言している。「余は諸君が衛生組長の責任として、其組合員の虎疫予防に関する智識普及に尽力せられん事を希望する。如何に内務省や県庁や市役所や警察署が、東奔西走声をからして尽瘁すればとて個人衛生が普及しない限り、到底防疫の目的を達する事は出来ない。是即ち衛生組合の必要なる所以で、市民の衛生思想が発達し、衛生組合が活動されたならば、門司市の虎疫も今日の如き状態とはならなかつたかも知れぬ。（中略）夫れで大に個人衛生を守り、生物は一切飲まず、是非一度熟した物を飲食されたいものである。現に何時も虎列拉の流行する門司と若松間に介在せる小倉が余り流行せぬのは、水の関係もあるであろうが、小倉人の衛生思想が門司、若松より進歩して居り又秩序が整っているからであると思う」（『福岡日日新聞』一九一二年九月二〇日）。

以上のように、衛生組合には行政が期待するような機能を果たしえない組合も多く存在し、地区の有力者層も行政を補助する担い手に十分になりきれていなかった。地域住民による患者隠蔽や「迷信」への依存がなくなかなかつた背景には、衛生組合のこうした状況があつたと思われる。

(2) 都市空間の改造をめぐる

建造環境の整備に関して、市当局は上下水道布設に早くから取り組んでおり、一八九三（明治二六）年に内務省技師であったバルトンによる上水道設置の報告書が作成されたほか、市制施行直後の一八九九年一二月に門司市会は水道布設を決議している。

さてこの時期に民間からも上下水道の整備を目指す動きがあった。平岡浩太郎と野半助らによる「門司若松両港衛生会」の構想がそれである。平岡と若松町有志総代を名のつた野は、コレラが蔓延しつつあった一八九五年六月一日に筑豊石炭鉱業組合常議会に対して、「門司若松両港衛生会」創立の相談を持ちかけた。⁹⁾「門司若松両港衛生会創立主旨書」¹⁰⁾は次のような問題提起から始まっている。

「我九州の地、今や日本帝国が戦勝膨張の結果として俄かに帝国の中心点たるに至れり。即ち九州は其實力に於て又當さに其中心点たるべきの覚悟なかるべからず。而して今茲に九州の率先者たる我筑豊人士たるもの先づ奮つて決行すべき目下焦眉の一大事件を生じたり請う之を左に開陳せん。

抑々門司港は九州人士の上下往来すべき門戸にして九州貨物の出入口たり。殊に若松港と門司港とは専ら我筑豊石炭の輸出場にして、恰も食物の咽喉に於けると同一般の關係を有す。

今若し門司港と若松港とに於て悪疫の流行等ありとせんか、筑豊の良炭は縦令幾百斤の採出額あるも空しく両港に堆積して、内外船舶の輸出を妨げ販路忽ちにして塞がり、其損害の及び所、各坑主、石炭問屋、業者など実に測られんとす。」

そして虎列拉撲滅のためには、開港場や都府と同様に良水の供給が必要であることから、「水道工事、下水工事、並に杉林植栽事業を起すこと」、「右の目的を達する為め門司若松に關係ある諸彦は會議の上資金募集の方策

を購究すべきこと」、「右方策確定の上は直ちに委員を選挙し、充分の調査を遂げ、速かに其工事に着手し漸次完成を期すこと」が提案されている。

対処療法的な方策が多かつた時期に、上下水道の整備に加えて水源涵養用の杉の植林まで構想されている点は興味深い。ただし、同年七月一日に開催された臨時総会で安達仁造総長ほか一八名の出席者は、衛生会創立賛助に関して、「本件八重大ノ工事ナルノミナラス大体ノ設計書モ未ダ確定セサルヲ以テ充分調査ノ上更ニ臨時總會ヲ開キ協議スルコト」と決議し、結論を先送りした。¹¹その後この問題が協議された形跡は現在のところ確認できておらず、この構想は実現しなかつたと思われる。費用負担が莫大であることや計画を立案するための専門的知識が必要であることなどが、炭坑主たちに二の足を踏ませたのであろう。

さてこの後、『門司新報』や『福岡日日新聞』などに、衛生に関わる都市基盤の整備が急務であることを指摘する記事が掲載されるようになった。たとえば、一八九六年に前年に続いてコレラが流行した際に、東京在住で九州鉄道会社元建築課長の河上房申という人物が「門司の有志者に一言」という文章を『門司新報』に掲載しており、そこで飲料水の給水、下水の排除、道路の修繕、避病院の設置など衛生に関わる整備が優先されるべきであると提言している（『門司新報』一八九六年六月三〇日）。また、「さなきだに新開地は雑踏、無頓着、不摂生なるか上に門司亦自から固有の不衛生的欠点あり。虎疫の毒威を逞ふしたる蓋し故あり。想うに門司は大に其衛生の政を断行せざれば或は年々悪疫を絶つ能はざらん。是れ最も戒めざるべからざる所なり。（中略）行政者は今より大市街の設計をなし、漫りに乱雑の建築、住居を許すべからず。汚水排水の法の如き、最も整然たる企画を要するなり。善良なる飲料水に乏きは、門司の憂とする所、是亦行政者が焦眉して而して断行するを要する所なり。門司の如き新開地に於ける行政は、通常の手段を以て進むべからず。時には公共の為に鉄腕を揮うを要す。」（門

司港の行政『福岡日日新聞』一八九六年三月一九日」というように手段を選ばず、都市計画を推進せよといった論調のものも登場した。

このほか在留外国人医師のニューマンが、市街の衛生上の改善に触れて、市内の溝渠運河等水路の清潔に注意することが公衆衛生にとつてもつとも重要であるという指摘を行なっており（『福岡日日新聞』一九〇一年六月二六日）、港湾関係施設の拡充と並んで衛生をめぐる諸問題が、門司の課題としてこれまで以上に意識されるようになったと言えるだろう。

一九〇一年（明治三四）年七月に上下水道の調査を行っていた門司市水道調査部は、唐澤哲郎市長宛に下水道設計の報告書を提出している。そのなかで、市内で必要と認められる地区を五つほど選定して、特に白木崎の労働者地区では人家が錯綜していることや「悪疫流行の本源たる」ことから、各戸に小さな下水を布設することが計画されている（『門司新報』一九〇一年七月五、六日）。そして八月二三日の市会において、下水道工事の実施が決定され、工費二二三六〇〇円の支出が計上されたが、その後、関係者の移動なども重なったため、国と県に対する補助金申請は翌一九〇二年の一二月にもちこされた。その際に提出された「門司市下水道築造費国库補助金下附理由書」には、コレラ流行の状況に触れた後、「其住民の殆んど三分の一は無教育の労働者にして衛生の何物たるを解せず、縦え之を解するも實際之を行う能わざるの事情あり」とその理由を挙げて、早期の下水道建設の必要性を訴えている（『門司新報』一九〇二年二月四、五、六日）。

一方で、市の有力者たちのなかには、港湾修築を優先させるべきとの意見も根強かった。有力者を糾合した政治集団のひとつであった門司公民会が、一九〇二年三月に市参事会と市会に提出した「門司市設備二関スル緊急意見書」を見ると、病院や上下水道などの重要性を認めつつも、神戸や横浜など他の港湾都市との競争に勝利す

るために港湾浚渫と棧橋架設が門司市の緊急課題であるとし、その推進を提言している。⁽¹²⁾

結局、県会において河嶋醇知事が下水道工事の県費補助金の諮問を行い、一九〇四年以降の県費補助が承認された(福岡県議会議事事務局、一九五三)。しかし国庫補助は認められなかったようで、この下水道築造は実施されず、小規模な下水溝の整備工事が実施されるにとどまっている。

(3) 「下層労働者」をめぐる

無秩序に拡大する都市空間に散在して生活する労働者、特に石炭仲仕たちをいかに管理、統治するかという問題は、すでに述べたように開港当初から市政の課題であり続けていた。そしてこの問題は「衛生」をめぐる彼ら・彼女らの態度を通じて増幅されることになった。仲仕労働者の居住地区は、衛生の言説を通じて「清潔」とは対極にある「汚染地区」として表象されるようになったのである。

たとえば、清潔法を実施する際に問題となつたのが、地域住民、とりわけ石炭仲仕など労働者たちの非協力的な態度であつた。「過日来当港にて清潔法を施行し居るが、本町通りは可なり相済たるも其他は未済の分多く、殊に石炭仲仕小屋の如きは吏員の督促を受けるも更に意を用いざるより、一昨日大倉当警察署長は石炭仲仕の小頭等を召喚し諭示せし趣きなるが、時節柄と云ひ、殊に支那地方に流行しつつある黒死病の伝播するやも洩り難に付き一層充分の清潔法を行う可し。」(『門司新報』一八九四年六月一日)や、「伝染地は白木崎方面に限られるが如し。該地方面の比較的に不潔なるは言わずものこと、其消毒の清潔法施行の如きも常に当局者の努むる処なるも、奈何せん其住民の種族が衛生思想に乏しきを以て随つて当局者の意志を貫徹せざるものあり。唯り該方面に止まらず、総べて門司市人の頭脳には公共的衛生思想の存するを認めず。街路の不潔は未だしも戸々の掃除に至りて

も実に見るに忍びざるものあり。市長と此の事に関して語る処あり。其際衛生会を組織して市人一般の衛生思想を喚起すると共に、市役所側の施設に盡くす処あらんと協議を遂げたるも、爾来市務多端未だ之れが実行を見るに至らず」〔門司新報〕一九〇一年五月二五日〕と述べられているように、清潔法を實行する主体になりえなかつた労働者たちは「衛生思想」を注入されるべき対象となつた。特にそれが具体的に議論されるようになったのは、一九〇一年の英国領事館の設置をめぐる下関市との都市間競争での敗北にあつたと思われる。下関市に設置された主な理由のひとつが、門司市の治安と衛生に対する不安であつたことから、不安と危険の温床となつてゐる労働者たちを門司の都市空間のなかのように住まわせるか、またその生活慣習をいかに改善するかがクローズアップされることになつたのである。そこで登場した議論が、労働者の「困い込み」構想である。少し長くなるが、いくつかの新聞記事をみることにしよう。まず設置問題の直後に、市の吏員による石炭仲仕の住居に関する調査が報じられている。

「由来門司市は新開地たる丈に其居住者も他より移住せるもの、即ち各官公衛の吏員、会社員及び貿易業者其他の商人を始め一般労働者に至るまでが其多くを占め居れば、昨日来りて今日去り一定の住所すらなき向きも少からず。随つて夫々氣風を異にし統一を欠き当局者も苦心せるが、其最も制御に困難にて風紀上、衛生上多大の弊害を来すものは石炭運搬に従える男女の老夫所謂石炭仲仕とす。彼等は離合集散常なく石炭の景況好に伴れて増減する為、今精確なる統計を挙ぐるに由なきも全市の住民中約三分の一に垂んたり。市中大通りを除けば路次矮屋に五人、十人と彼等の群居を見ざるなく賭博、飲酒、喧嘩、殺傷等は其常事として不潔なる生活を為し居り。(中略)折柄英国領事館設置問題は、端なく同市の衛生風紀上に大刷新を加える必要を感じしむるに至りたれば、当局者は此機を外さず一定の区域を限りて彼等の居住所となして其取締を嚴重にせんとて、目下市役所の庶務主

任の手にて専ら其方法を調査中なりという。コハ領事館設置と否とに関わらず、同市に取りて必要の問題ならんといえり」(『大阪朝日新聞』一九〇一年六月八日)。調査の実態は不明だが、市も問題の根本的な解決を図ろうとしたのであろう。

そしてほぼ同時期の『門司新報』に、「門司市に於ける労働者の取締及保護」と題された記事が掲載されている。その内容は、市内に散在する労働者の無作法が、外国人の足を門司から遠ざけている一因であり、またその存在が「伝染病の媒介者」として「毒を全市に流し市民をして直接に非常に損害を被らしむる」ものであるとしたうえで、「労働者部落」の設置を提案するものであった。市の周辺部に「四周に一大溝渠を穿ち、一定の出入口の外は他の市民居住地と交通し得られざる別天地を作り」、出入口などに巡查を配置し、「其動作を監視し……其品性を感化する」ことに努めるといふもので、これによつて売春宿や木賃宿などもその周囲に移転するので、市の外観を整備できるという効果も期待された。また資金は仲仕組の親分たちに会社を組織させ、それに市が補助を行なうことで確保できるとされている(『門司新報』一九〇一年六月二七、二九日)。

このほか、医療関係者や衛生行政の担当者からも、「隔離」を進める議論が登場する。

一九〇二年の流行時に、「市内のコレラ予防撲滅策に就て」という記事を『門司新報』に連載した亀谷環私立門司病院院長は、土地の高低と公衆予防上の注意、清潔法といった項目に次いで、やや唐突に「紳士の門司と仕の門司」と題して「二つの門司」が存在することを指摘している。「門司の地たる数多の点に於て他の地方と異なるものは其住民の多くが如何に相異りたる生活状態に在るかを想像する時は自ら了解するものあらん。謂う勿れ市を形成するものは独り紳士に在りと、如何に此市の繁栄が労働者に待つの大なるものあるかを見る時は、市の当路者は勿論他市民に在つても一に其注意を疎かにすべからざるものは仲仕なり、紳士の門司あるを知つ

て、仲仕の門司あるを知らざるものは未だ此地を知るの人に非ず。否今日の門司は誇大に云う時は殆んど仲仕の門司というも亦可なり。夫れ然り而して市は此仲仕によりて其繁栄を見るもの多しと雖も亦之と同時に仲仕に因て其災害を大にするもの亦少しとせず。(中略) 虎的伝来の門戸並に伝染の媒介を以て主として仲仕社会に在りとせんか、之を保護し之を警戒し市の安寧を保つの途に於て、其取締に便なるが貯め集合制を取り、彼の隔離舎なるものをして転じて仲仕社会の常住となさんと余の希望に堪えざる所なり」(『門司新報』一九〇二年八月二日)。コレが流行している最中の記事であるだけにそれなりの説得力をもったのではないかと想像される。

また日露戦争中の一九〇四年三月に窪田静太郎内務省衛生局長の巡視に随行した吉川新次郎防疫事務官も、船舶への給水問題も含めて上水道の設置が急務であると指摘した上で、「次に門司貧民部落に就て語て曰く予は一見したるのみなれば、仔細に之を論評する能はざるも、一言以て評せば彼れは全く労働者部落なり。彼東京の貧民部落とは全く其趣きを異にす。只彼等の居住する所如何にも土地狭隘にして、強て清潔法即衛生的施設を為さんには第一土地不適當たるを免れざる也。市当事者及び市有志者たる者考慮一番、即ち適當の地を選び之れが移転を計るが如き案を研究せるべからず。彼労働者部落の如きは、或る場合には悪疫養成所ともなり又伝播所ともなる。門司市の衛生を論ずる者軽々看過すべき問題にあらざる敢て予の言を俟たざるなり云々」(『九州日報』一九〇四年三月一五日) という意見を述べている。

以上のように、接触と伝染に対する恐怖を媒介にして、「一般社会」とは区別されるべき「労働者社会」という表象が強化され、労働者を排除し清潔な空間を実現しようという意思が高まったと考えられる。しかし実際に石炭仲仕の移転や集住は実現することはなかった。費用や土地などその実現には多額の費用が必要になったことに加えて、労働者は病の災禍をもたらすと同時に、富を生み出す存在でもあり、ただ排除するだけでは問題は解

決しなかつたためである。これ以降、「労働者部落」の生活環境の改善が進められるなかで、労働者の子どもをその親たちと「一般市民」の子どもから二重に切り離すことを目的にした「貧民学校」が設立されている（遠城、二〇〇六）。これは部分的な「隔離」の試みとして位置づけることができるだろう。

四 明治末の風景

一九一一年（明治四四）年秋、天皇が久留米市を中心に実施される予定の陸軍大演習のため門司市を通過することになった。一九〇二年に天皇の上陸地が門司から大里へ急遽変更になった苦い経験を踏まえて、奉迎のための準備、とりわけ伝染病の予防が市当局にとつて至上命題となつたのである。

二月の市会において前田久太郎議員が、「本秋肥筑の野に於て実施せらるる陸軍大演習に際し、畏くも陛下当市を御通過遊ばさると承る。然るに去る三十五年中陛下御西下の際不幸にして当市は悪疫流行の爲め大里より御上下遊ばされたり。本年は豫じめ全市民挙つて衛生上に注意し、悪疫流行等の虞なきを期さざるべからず。当局者は此辺の事情を慮り衛生費支出の必要を講じ居るや」と質問したのに対して、永井環市長は「大清潔法を春期は二ヶ月、夏期と秋期はそれぞれ一ヶ月繰り上げて実施することや、煮沸水供給の時期も例年より早く実施することなどの対策を示した（『門司新報』一九一一年二月一五日）。また満州でペストが発生したことをうけて、市では早速、市内各倉庫業者、紙屑商、襪褌商などに対して殺鼠剤を配付するとともに、捕鼠励行のための捕鼠器設置などの対策を取っている（『馬関毎日新聞』一九一一年二月二日）。四月に入ると永井市長は、「……殊二本年九州ノ野ニ於テ秋期大演習施行ノ盛拳アリト聞ク。此機会ヲ迎フル本市民ハ今ヨリ一層衛生的諸般ノ事項ニ注意シ、内外

旅客ヲシテ最モ安意ニ且愉快ニ遊覽セシムルコトハ蓋シ市民当然ノ責務ナリトス。万一衛生上ノ不注意ヨリシテ伝染病ノ流行スル事アラシカ、畜ニ本市ノ繁榮ヲ阻碍スルノミナラズ、延テ各自ノ營業ヲ沮喪セシムルニ至ラン……」という告諭を發して、市民に一層の注意を呼びかけた（『門司新報』一九一一年四月七日）。

七月になるといよいよ本格的な予防対策が始まった。七月二日には、佐藤県衛生課長が来門し、佐藤市助役や衛生主任、井手警察署長などを集めて防疫対策について協議を行っている。その要点は、清潔法の持続、煮沸水供給の徹底、検病のための戸口調査の励行、衛生組合の活動の促進などであり（『門司新報』一九一一年七月一日）、その後の市会で伝染病予防委員の設置が可決された。また同月二日には小橋一太内務省衛生局長が田野浦伝染病院をはじめ関門海峡の衛生関連施設の視察を行なっている。

門司医師会は、衛生思想の普及發達と市民の公私衛生上の注意を徹底するために、七月二四日と二五日に衛生展覽会を開催した。市内小学校の生徒や一般市民が觀覽しているが、入場券に福引券を添付し、景品五千点を準備して集客に努めている（『門司新報』一九一一年七月二五日）。市民が「衛生」に関心を寄せたのかそれとも景品目当てだったのかはさておき、この試みは盛況のうちに終了したと評価されている。この後、内野医師会長と井手門司署長が協議を行い、医師側と警察側が意思の疎通を図って予防に努めることを確認するなど、医師会は従来に比べて積極的な活動を展開した。

八月二日に開催された衛生組長総会の席上で吉川第一課長は、「不幸にして悪疫發生せんか、去三十五年に於けるが如く鳳輦奉送迎の光榮に接する能わざることとなり、本市の不面目此上なきことたるのみならず、誠に千歳の遺憾たり。」（『門司新報』一九一一年八月四日）と述べて、組合内部で次の注意事項の実行を徹底するように求めた。具体的な事項は、井戸や下水溝、便所の管理、食生活に関する注意、患者の早期発見と報告義務などで、

これまでの事項と大きく変わる点はないが、これらの作業のために組合内部で特に衛生委員を設けて、市役所にそれを報告するように指導しており、実行を徹底する手段が決められている。市当局がこうした規定を設けた意図は、総会に出席した衛生組長が九〇余名で全組長一七七名の半分ほどに過ぎなかったことにも表れているように、衛生組合の実際の活動状況に対する懸念があったと考えられる。その後、「各区内の衛生組合は或る一部分の組合を除く外、何等活動することなく等閑に経過しつつある組合過半数以上なるに依り、市当局に於ては斯かる冷淡なる組合は近々調査を為して相当の処置を為す都合なり。兎に角衛生組長と云う名誉職の一部分に在る者は其の受持組合内の予防事務に努力することは、公義務として免ぬかるべからず職責なれば、此際各組長は奮つて衛生事務の活動を図ること肝要なりと当局者は語れり。」(『門司新報』一九一一年九月一日)と報じられているように、懸念は現実のものとなった。

衛生組合の動きが鈍いなかで、最大の懸案として浮上してきたのが、これまでと同様に石炭仲仕たちの居住地区であった。市当局は、「門司市内に於ける各所の石炭仲仕部落に対しては、従来周到なる清潔法を施し防疫衛生に注意を払い居るも、毎年彼れ等部落に悪疫侵入せざる事なき有様にして、殊に本秋筑肥の野に於て挙行さるる大演習には陛下行幸あらせらるる由承はるも、若し其際市内に悪疫侵入せば門司御上陸は御見合となるべし。」(『門司新報』一九一一年七月一六日)という認識をもつて、「労働者部落」への監視と介入を強めることになる。まず検査などの徹底が進められ、門司署では白木崎、広石、仲町、大阪町、貴船町、常盤町、久保町、庄司、畑田、小森江方面に県検疫医と市保健診断医を派遣して調査の立会の上で戸口調査を行い、煮沸水使用を督促した。また市を四二区に細分して、労働者を主な顧客としている飲食店や魚屋、小売行商人の商品調査が実施され、腐敗した商品の摘発が行われている(『門司新報』一九一一年九月一日)。

次に家屋をはじめとした生活環境の改善が図られるようになり、特に鉄道沿線に位置していた白木崎地区などがその対象とされた。その理由は、「門司市に於ける貧民窟白木崎の裏面は、恰も鉄道の沿線に当り車窓より其の汚穢醜態を眺め旅客をして不快の念を生せしめつつある、之れ門司市の体面を損する多大なり。而も是れに対する何ら設備なきは遺憾の次第なるが、恰も今秋演習には畏くも大元帥陛下の御通過あらせらるるに就て何とか相応の設備なかる可からず」（『馬関毎日新聞』一九二一年八月二日）という問題が生じたからである。七月一日に門司署と市が石炭仲仕部落の家屋所有者に対して、井戸や下水の改良を依頼し、各地区の調査を実施して施設の改良に着手した。その結果、常盤町、庄司、広石、白木崎などで下水溝の改良と、五軒から八軒程度での共同炊事場や共同便所を設置あるいはその改善などが行われることになった。ただし、いずれも改修費用は家主の負担であったため、一部の有力な石炭仲仕組が所有していた建物を除くと改修はあまり進まなかったように推測される。こうしたこともあってか、巡幸の直前になると白木崎周辺では、家屋の中で見苦しい場所は取り除くか竹や木の柵で覆いをするかして模様替えをするように、市と警察が家主と地主にさらに督促している（『門司新報』一九二一年一〇月二八日）。

こうした努力もあって伝染病の発生を抑えられた。天皇を迎え入れることのできる「清潔空間」を実現することで、門司市民は一九〇二年の失敗を取り返し、ようやく国民の一員としての義務を果たすことができた。ただし、仲仕たちの「細民部落」を訪れた新聞記者は、約一万人を数える労働者のうち、約四割が「住所不定」の者たちであり、彼・彼女らにいかにか衛生的思想と貯蓄の観念を注入するかが今後の課題であると記しており、「不潔な住居」で「怠惰な生活」を送る労働者は、また「国民」になりにえていなかったと言える（『門司新報』一九二一年一〇月二一、二二、二三日）。

おわりに

こうした「清潔空間」は、しかしながら、長続きするものではなかった。翌年には「門司の防疫戦 宛然戦場の如き光景」(『福岡日日新聞』一九二二年九月八日) というように、市内の「細民部落」を対象にして警察官が検査を実施するなどの対応に追われている。また一九一六年のコレラ流行時に、「従来虎列拉流行の際は市民中一種の迷信家ありて、疑似にもあらざる急病腸胃カタルを疑似患者として伝染病院に收容せしむるとか、一度病院に收容せらるれば、全治の見込みなしと種々の空想説を流布する輩尠からざりしも、近来は一般衛生思想の発達と共に斯かる頑迷家は全く其の跡を絶ちたる如く想ひ居たるに、動もすれば今猶ほ斯る頑迷家存在する模様にて昨今巷間には種々の風説を流布する者ありと云ふ」(『門司新報』一九一六年九月一四日) ように、コレラに対して「衛生」以外の手段に依存する態度や、「噂」に表われる避病院への執拗な警戒心は、民衆から容易に消えることはなかった。

衛生の言説・知識・実践は、接触という感覚的な恐怖を媒介として、都市空間を分割して管理し、「不潔な人々」と区別された「市民」を創出するための新たな制度となった。それは、建造環境の生産過程に影響を及ぼすと同時に、民衆に新たな価値と行動規範を内面化する強力な場として機能した。しかし、これまで見てきたように、民衆のみならず地域の有力者なども、行政の創出したこの制度をそのまま受容していたわけではなく、従来 of 慣習的規範との関係で解釈し直していた。衛生をめぐる噴出した諸矛盾は、行政、地域有力者、民衆の間の動態的な力関係の現われであり、この制度が安定して機能するようになるまでにかかりの時間を要したと言えるだろう。

付記 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号2052089 (研究代表者 遠城明雄)の研究成果の一部である。

注

- (1) 研究の展開については、歴史学では成田(一九九五)、阿部(一九九六)、見市・斉藤・脇村・飯嶋編(二〇〇一)、見市・高木・柿本・南・川越(一九九〇)などを、人文地理学や政治生態学についてはMayer(1996)などをそれぞれ参照。
- (2) この点で、新聞報道はこの数値化された死を伝達する上で重要な役割を果たした。六月一日付の『門司新報』で三月からの総患者数、男女別内訳、死亡者・全治者・治療中の内訳、発病原因(御用船に行来、有病地帯に滞在、自己の飲食物、患者との接近・患者宅への出入)、職業別が取り上げられてから、その後も新患者数と総患者数が報じられている。特に発病原因の記述は、衛生に対する個人の責任に注意を喚起するものであったと思われる。
- (3) 『門司市会議事録 明治三五年』北九州市文書館所蔵。
- (4) 小久保恵作はドイツ留学後、陸軍軍医として日露戦争に出征し脚気の研究を行なっている。
- (5) なお一九〇九年の夏季に仲仕など労働者に煮沸水を供給し、それ以後毎年同じ方法が持続された。一九一一年に上水道完成以後は、海岸部に共同栓を設置して労働者が無料で使用できるようになっている(門司市役所、一九一五年)。
- (6) 『大日本私立衛生会雑誌』一〇八号、一八九二年
- (7) 荒木茂三郎編『福岡県衛生法規全書』一九〇一年、九州葉報社。
- (8) 『門司市市是調査資料 第一回 明治三七年二月』北九州市立門司図書館所蔵。
- (9) 『筑豊石炭鉱業会資料 印刷書類綴(一)』福岡県立図書館所蔵。
- (10) 『筑豊石炭鉱業会資料 印刷書類綴(二)』福岡県立図書館所蔵。
- (11) 『筑豊石炭鉱業会資料 明治二十六年以降 組合総会決議綴』福岡県立図書館所蔵。
- (12) 『参事会決議録 明治三五年』北九州市文書館所蔵。

参考文献

- 阿部安成「文明開化とフオークロア——横浜開港の二〇〇年とコレラ流行——」宇野俊一編『近代日本の政治と地域社会』国書刊行会、一九九五年a、三二—六三頁。
- 阿部安成「文明開化と伝染病——横浜という近代——」『民衆史研究』第五〇号、一九九五年b、二五—四八頁。
- 阿部安成「健康、衛生、あるいは病という歴史認識」『一橋論叢』第一一六卷、一九九六年、四一—四三二頁。
- 安保則夫「近代日本の社会的差別形成史の研究 増補『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』」明石書店、二〇〇七年（学芸出版会、一九八九年）。
- 石塚裕道『日本近代都市論 東京：1868-1923』東京大学出版会、一九九一年。
- 市川智生「近代日本の開港場における伝染病流行と外国人居留地——一八七九年「神奈川県地方衛生会」によるコレラ対策——」『史学雑誌』一一七、二〇〇八年、一〇五九—一〇九六頁。
- 遠城明雄「近代都市の尿尿問題——都市・農村関係への一視点——」『史淵』一四一輯、二〇〇四年、一一—二八頁。
- 遠城明雄「『都市下層社会』をめぐる表象と実践——地方都市の諸相——」『史淵』一四三輯、二〇〇六年、一八一—二二二頁。
- 遠城明雄「明治後期の地方都市における政治状況——門司市の場合——」有馬学編『近代日本の企業家と政治——安川敬一郎とその時代——』吉川弘文館、二〇〇九年、一九〇—二二二頁。
- 小林文広『近代日本と公衆衛生 都市社会史の試み』雄山閣出版、二〇〇一年。
- 阪上 孝「公衆衛生の誕生——「大日本私立衛生会」の成立と展開——」『経済論叢』第一五六卷、一九九五年、二二—三三七頁。
- 内務省衛生局『衛生局年報 明治二八年度』（復刻版、東洋書林、一九九二年）。
- 中山主膳『門司上水道誌』一九六二年（吉永禹山・中山主膳編『門司郷土叢書』第六卷、国書刊行会、一九八一年）。
- 成田龍一「帝都東京」『岩波講座日本通史 第16巻』岩波書店、一九九四年、一七五—二一四頁。
- 成田龍一「身体と公衆衛生——日本の文明化と国民化——」歴史学研究会編『講座世界史4 資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会、一九九五年、三七五—四〇一頁。
- 福岡県議会事務局『詳説 福岡県議会史』明治編下巻、一九五三年。

- 松本 巖『長崎におけるコレラの流行と「救済」―世紀末におけるその展開―原田勝正編著『国民』形成における統合と隔離』日本経済評論社、二〇〇二年、三〇五―三五七頁。
- 見市雅俊・高木勇夫・柿本昭人・南直人・川越修『青い恐怖 白い街 コレラ流行と近代ヨーロッパ』平凡社、一九九〇年。
- 見市雅俊・斉藤修・脇村孝平・飯嶋渉編『疾病・開発・帝国医療 アジアにおける病気と医療の歴史学』東大出版会、二〇〇一年。
- 門司市役所『門司市勢要覧』一九一五年。
- 門司市役所『門司市史』一九三九年。
- 門司水道史編さん委員会編『門司水道史』一九六三年。
- Gandy, M. Zones of indistinction: bio-political contestations in the urban arena. *cultural geographies* 13, 497-516, 2006a.
- Gandy, M. The Bacteriological City and its Discontents. *Historical Geography* 34, 14-25, 2006b.
- Mayer, J.D. The political ecology of disease as one new focus for medical geography. *Progress in Human Geography* 20, 441-456, 1996.
- Yeoh, B. *Contesting Space. Power relations and the urban built environment in colonial Singapore*. Oxford U.P., 1996.